

# 町民植樹祭

## 参加のご案内

和寒町は、みどり豊かな森林や自然に恵まれています。森林は私たちの生活に欠かすことの出来ない働きをもっており、これは町民の誇りであり共通の貴重な財産です。  
こうした貴重な財産である森林と環境を大切に育むことを目的に開催します。

### 日時

九月二十九日(土) 午前九時までに役場町民センター前集合願います。  
(バスにて移動します)

十一時半に町民センター前で解散予定となります。

### 場所

和寒町字東和(東稜線沿い)

### 内容

アカエゾマツを植樹します。

### 参加募集人数

八十名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)  
なお、軍手・長靴は各自ご用意願います。

### 参加申込み

九月十九日までに役場産業振興課までご連絡ください。また、詳しいお問合せも同課まで。  
(電話)三二二二四二二番

今回の植樹は、「ニトリ北海道応援基金」の助成を受けています。



# 児童手当制度等の

## お知らせ

### 【児童手当】 4月1日から拡大されました(下線で表示したところ)

児童手当は、12歳到達後最初の年度末までの間にある児童を養育している人に支給されます。

手当月額 3歳未満の児童 一律 10,000円

(第1子・第2子については満3歳になった翌月から5,000円になります。)

手当月額 3歳以上の児童 第1・2子 5,000円 第3子 10,000円

### 【児童扶養手当】 4月1日から手当の額が変わりました

・父親のいない家庭で児童を養育している人に対して、児童の福祉の増進を図るために支給されます。

・公的年金受給者は除かれます。

・父が重度の障がい者、拘禁中のかたでも該当する場合があります。

支給対象期間 18歳の児童が最初に迎える3月31日まで(心身障がいの児童は20歳未満まで)

手当月額 第1子 全額41,720円(一部支給41,710円~9,850円) 第2子 5,000円加算

### 【特別児童扶養手当】 4月1日から手当の額が変わりました

心身障がいの20歳未満の児童を養育している方に支給します。

手当月額 1級 50,750円 2級 33,800円

所得制限など一定の条件があります。

受給資格のある方で、請求手続きされていない場合は、保健福祉課福祉係までお問合せください。  
電話 32-2000番

遺言や大切な契約は

## 公証役場で

公正証書は、法律の専門家の公証人が作成する公文書です。遺言、尊厳死、離婚給付、金銭貸借、土地建物賃貸借など大切な契約を公正証書にしておくことで、争いを未然に防ぎ、あなたの財産を守ります。  
ご相談は、公証週間(十月一日から十七日)に関係なく土曜、日曜、祝日を除き無料で、また、電話でも行っています。

全国一斉子どもの人権(一〇番強化週間)

## 九月十七日~九月二十一日

法務省及び全国人権擁護委員連合会では九月十七日から同月二十一日までの一週間を全国一斉「子どもの人権一〇番」強化週間と定め、子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むものです。旭川地方法務局及び旭川人権擁護委員連合会では、開設時間を延長し、子どもの人権に関する電話相談を次のとおり実施します。

### 旭川公証人合同役場

旭川市六条通八丁目

TR6・8ビル5階

電話〇一六六〇三〇〇九八番

Fax〇一六六〇三一五五三番

### 名寄公証役場

名寄市西一条南九丁目三五

電話〇一六五四三三三三番

Fax〇一六五四三三三三番

### 一・期間

九月十七日~二十三日

### 一・電話番号

〇一六六〇三〇〇七・一〇〇番

### 三・受付時間

九月十七日~二十一日まで  
午前八時三十分~午後七時まで

九月二十二日・二十三日  
午前十時から午後五時まで

万一の交通事故でも私たちが必ず守ってくれる。それが

## 自賠責制度

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか?

## 国土交通省

## 年金あれこれ

### 《付加保険料を納付しませんか》

付加年金とは

平成19年度の老齢基礎年金の年金額は792,100円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月の保険料（平成19年度は14,100円）のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヶ月400円です。付加保険料を納付することができる対象者の方は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

付加年金額は

付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は年200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

付加保険料の納付手続きについて、役場戸籍年金係または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。



### 旭川社会保険事務所から

### テレマーケティングについてお知らせ

みなさまのプライバシー保護には万全の体制をとっております。

また、夜間・休日にもお電話をおかけしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 国民年金保険料納付のご案内をしております！！

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても受けられなくなる場合があります。

被保険者の皆様の年金権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料の納付が確認できない場合に社会保険事務所の職員または社会保険事務局が委託を行った者から、「お電話」より納付のご案内を行っております。

委託を受けた者は、国家公務員と同様の守秘義務が課せられており、必要な情報以外は閲覧できないこととなっております。

なお、平成19年度においては「株式会社オリエントコーポレーション」がお電話による納付のご案内を行っております。

保険料の納付を忘れずに…納めて安心国民年金

## 国民健康保険

### 町立和寒病院からのお知らせ

越智副院長は8月31日付けで退職いたしました。

現在、後任の内科医師を招聘するよう努力しておりますが、まだ決まっておられません。内科医師が決まるまでは、出張医師で対応してまいります。

町民のみなさまには大変ご心配、ご迷惑をおかけしますがよろしく願いいたします。

なお、9月以降の診察日や出張医師についてのご確認などは、お気軽に電話でお問合せください。

電話 32 - 2103



## 労災保険制度の相談受付

財団法人 労災保険情報センター（略称「RIS」）では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療及び労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

【電話】011 - 746 - 6423

【FAX】011 - 746 - 6428

【フリーダイヤル】0120 - 120 - 208

【相談用 E-mail】z01-hokkaido@rousai-ric.or.jp

**RIC** 財団法人 労災保険情報センター

〒060 - 0807 札幌市北区北7条西1丁目2 - 6  
NSS・ニューステージ札幌 12階